

平成29年税制改正大綱（法人税）

※記載内容は、平成28年12月8日に自由民主党・公明党により出された大綱であり、内容が変更される可能性があります。

1、研究開発税制見直し

- 1 対象となる試験研究に、従来からの製品改良、技術の改良・考案・発明に加え、サービス開発が追加。
- 2 税額控除率は試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(6%~10%)に変更。
ただし2年間の時限措置として上限を14%とする。
※中小企業者等は12%~17%の税額控除率
- 3 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置(選択適用)の期限を2年延長。

2、所得拡大促進税制の見直し

(1)税額控除を受けられる要件が中小企業者等とそれ以外の法人で変更

(改正前)

次の要件①②③すべてを満たすこと。

- ① 本年度の給与支給額が基準年度より3%(中小企業者等以外は5%)以上増加 ※H29年度の場合
- ② 本年度の給与支給額が前年度以上に増加
- ③ 本年度の平均給与の額が前年度の平均給与の額を超えて増加

(改正後)

見直しが行われたのは③の要件。中小企業者等は変更なし。

中小企業者等以外の法人は、

「本年度の平均給与の額が前年度の平均給与の額より2%以上増加」
に変更され、2%未満の場合、税額控除を受けられない。

(2)税額控除の額の上乗せ

(改正前の控除額)

- イ (本年度の給与支給額 - 基準年度の給与支給額) × 10%
- ロ 法人税の20%(中小企業者等以外の法人は10%)
のいずれか小さい額。

(改正後の控除額)

中小企業者等……

要件③の「本年度の平均給与の額が前年度の平均給与の額を超えて増加」について、

A、増加割合が2%以上の場合（上乗せあり）

- イ (本年度の給与支給額 - 基準年度の給与支給額) × 10%
+ (本年度の給与支給額 - 前年度の給与支給額) × 12% ※基準年度からの増加額を限度
- ロ 法人税の20%
のいずれか小さい額

B、増加割合が2%未満の場合（上乗せなし）

- イ (本年度の給与支給額 - 基準年度の給与支給額) × 10%
- ロ 法人税の20%
のいずれか小さい額

中小企業者等以外の法人……

- イ (本年度の給与支給額 - 基準年度の給与支給額) × 10%
+ (本年度の給与支給額 - 前年度の給与支給額) × 2% ※基準年度からの増加額を限度
- ロ 法人税の10%
のいずれか小さい額

3、中小企業向け設備投資促進税制の拡充

① 中小企業経営強化税制の創設

青色申告法人の中小企業者等で経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日～平成31年3月31日までの間に一定の要件を満たす機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアを取得し、指定事業の用に供した場合には、即時償却または取得価額の7%の税額控除(特定中小企業者等は10%)の選択適用ができる。ただし、税額控除額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

② 中小企業投資促進税制の一部見直しと延長

中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却・特別控除)について、適用対象資産から器具備品を除外した上で、その適用期限を2年間延長。
なお平成29年3月31日までの中小企業投資促進税制の上乗せ措置は①の中小企業経営強化税制に改組される。

③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度の延長

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、適用期限を2年間延長。

④ ①②③の制度は併用が可能。ただしそれぞれの控除税額の合計で、当期の法人税額の20%が上限

4、地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

地域経済を牽引する地域中核企業による地域経済に波及効果のある事業を新たに行った場合に特別償却・税額控除の優遇税制が新設。

5、大企業並み中小法人に対する中小企業者特例税制の適用除外

中小企業者等のうち、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度(平成31年4月1日以後に開始する事業年度以後の各事業年度)については、中小企業者等の各租税特別措置の適用が停止される。

例:法人税の軽減税率・少額減価償却資産の損金算入特例・中小企業投資促進税制等

6、営業権の償却 月割計算に変更

7、医療用機器の特別償却制度は適用期限を2年間延長(対象機器の見直しあり)

8、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の適用期限延長なし。29年3月31日をもって廃止。